

解答解説

2024年度前期・社福国試対策

刑事司法と福祉



【更生保護制度】



事例を読んで、この場合の仮釈放の手続きに関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

裁判所の判決で3年の懲役刑を言い渡されて、刑事施設に収容されていたJさんは、仮釈放の対象となった。

- 1 仮釈放の要件として、刑の執行から最短でも2年を経過している必要がある。
- 2 仮釈放の要件として、改悛の状があることがある。
- 3 仮釈放を許す処分を決定するのは、地方裁判所の裁判官である。
- 4 仮釈放の対象となるのは、初めて刑事施設に入った者に限られる。
- 5 仮釈放の期間中、Jさんの希望により、保護観察が付される。

Point

仮釈放の手続きに関する知識について、事例に即して問う問題である。司法福祉領域においてソーシャルワーカーとして勤務する上で、仮釈放に関する知識の定着が求められよう。なお、試験範囲としても、仮釈放の対象・基準・期間・決定プロセス等は頻出項目であり、刑法および更生保護法等の関連条文に基づいて、その内容を理解するとよいだろう。

- 1 × 刑法第28条において、「懲役又は禁固に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の3分の1を、無期刑については10年を経過した後、行政官の処分によって仮に釈放することができる」と規定されている。Jさんは3年の懲役刑のため、仮釈放の要件として、刑の執行から1年の経過が必要となる。
- 2 ○ 刑法第28条において、改悛の状が仮釈放の要件として求められる。なお、改悛の状は、①悔悟の情、②改善更生の意欲、③再犯のおそれがない、④社会の感情が仮釈放を是認すること、以上の4点が認められることをもって、それがあると判断される（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則第28条）。
- 3 × 更生保護法第16条第1項において、仮釈放許可の審理を担当する機関として地方更生保護委員会が定められている。そのため、仮釈放を許す処分を決定するのも地方更生保護委員会である。
- 4 × 刑法第28条において、仮釈放の対象は「懲役又は禁固に処せられた者」とされており、初めて刑事施設に入った者に限定されるわけではない。
- 5 × 更生保護法第40条において「仮釈放を許された者は、仮釈放の期間中、保護観察に付する」と規定されている。そのため、その対象者の希望によって保護観察に付されるわけではない。

解答 2

保護司に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 法務大臣から委嘱される。
- 2 檢察官の指揮監督を受ける。
- 3 保護観察における指導監督の権限はない。
- 4 担当する事件内容によっては給与が支給される。
- 5 刑事施設収容中の者との面会は禁じられている。

Point

保護司は日本の更生保護制度の中核を担う存在の一つである。しかし、近年ではその数の減少が目立つ。また、保護観察対象者がもつ多様なニーズへの対応において困難に直面することが増えている。そのような課題に取り組む上で、保護司に対する周囲の理解を深めることが求められよう。なお、試験範囲としても、保護司の役割・処遇内容・現状等は頻出項目であり、保護司法や更生保護法等の関連条文を確認しながら、知識の定着を図ることが求められる。

- 1 ○ 保護司は、①人格及び行動について、社会的信望を有すること、②職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること、③生活が安定していること、④健康で活動力を有することという条件すべてを具備する者のうちから、法務大臣が委嘱するとされている（保護司法第3条）。
- 2 × 更生保護法第32条において、「保護司は、保護観察官で十分でないところを補い、地方委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受けて、保護司法の定めるところに従い、それぞれ地方委員会又は保護観察所の所掌事務に従事するものとする」と規定されている。検察官からの指揮監督は受けない。
- 3 × 更生保護法第61条において、「保護観察における指導監督及び補導援護は、保護観察対象者の特性、とるべき措置の内容その他の事情を勘案し、保護観察官又は保護司をして行わせるものとする」と規定されている。そのため、保護司は指導監督の権限をもっている。
- 4 × 保護司法第11条において、「保護司には、給与を支給しない」と規定されている。なお、同条第2項において、「保護司は、法務省令の定めるところにより、予算の範囲内において、その職務を行うために要する費用の全部又は一部の支給を受けることができる」と規定されていることにも注意したい。
- 5 × 保護司は更生保護法第61条に基づいて補導援護を行うが、その内容の一つに「生活環境を改善し、及び調整すること」（同法第58条第5号）がある。例えば、刑事施設収容中の者の改善更生を目的とした、退所後の生活環境調整の一環として収容中の面会が必要となる。保護司がその面会を禁じられていることはない。

解答 1

表 保護司の主な活動

保護観察	更生保護の中心となる活動で、犯罪や非行をした人に対し、遵守事項を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行う。
生活環境の調整	少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後に速やかに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰住先の調査、引受人との話し合い、就職の確保などを行って、必要な受入態勢を整える。
犯罪予防活動	犯罪や非行をした人の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、犯罪予防活動を促進する。



【更生保護制度】



事例を読んで、社会復帰調整官の対応として、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

精神保健観察中のKさんは、地域生活を送っている中で家族関係が悪化し、仕事にも行けなくなってきた。保護観察所は、関係機関の担当者とともにケア会議を開催し、Kさんの状態の情報共有と今後の処遇について話し合った。

- 1 Kさんが継続的に医療を受けるよう、保護司に指導を指示する。
- 2 指定通院医療機関への通院状況を確認する。
- 3 精神保健観察の期間延長を決定する。
- 4 指定入院医療機関に入院させることを決定する。
- 5 今回作成する処遇の実施計画の内容をKさんに秘匿することを決定する。

Point

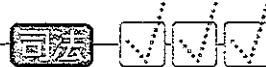
保護観察所に配置される社会復帰調整官による精神保健観察についての知識を問う問題である。精神保健観察の目的を理解し、社会復帰調整官の業務、保護観察所の長によって行われる申立ての内容、地方裁判所によって決定されることなどについて整理しておきたい。

- 1 × 精神保健観察における保護司の関与は認められていない。精神保健観察は、社会復帰調整官が対象者の通院状況や生活状況を見守り、必要な助言指導等を行う（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下、法）第106条）。
- 2 ○ 社会復帰調整官は精神保健観察として、対象者が必要な医療を受けているかを把握することが業務となっていることから、まずはKさんの指定通院医療機関への通院状況を確認し、通院状況に応じて必要な対応をとることが最も適切である。
- 3 × 精神保健観察の期間延長は地方裁判所が決定する。地方裁判所は、通院決定又は退院許可決定がなされた日から起算して3年を経過する時点で、なお本制度による処遇が必要と認められる場合に、2年を超えない範囲で延長することが可能である（法第56条）。
- 4 × 指定入院医療機関への入院決定は地方裁判所が行う。Kさんの社会復帰を促進するために入院をさせて医療を受けさせる必要があると認めるに至った場合は、保護観察所の長が指定通院医療機関の管理者と協議の上、地方裁判所に対して入院の申立てを行う（法第59条、第61条）。なお、事例からKさんの病状の悪化やKさん自身が入院を希望している様子は読み取れず、指定入院機関への入院の決定は時期尚早であるといえる。
- 5 × 処遇の実施計画には、処遇の目標、本人の希望、通院による治療の方法や回数、社会復帰調整官の見守りの方法や回数、地域の支援者が援助する方法や回数、緊急時の対応などケア会議で話し合った内容が記載される（法第104条）。その内容については、本人への十分な説明と理解が求められるものであり、秘匿することは適切でない。

解答 2



【更生保護制度】



刑の一部の執行猶予制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 本制度の導入により、検察官による起訴猶予の処分は廃止された。
- 2 本制度の導入により、執行する刑の全てを猶予する制度は廃止された。
- 3 本制度の導入により、釈放後の生活環境の調整をする制度は廃止された。
- 4 本制度の刑の一部の執行猶予期間は、刑期とともに判決時に言い渡される。
- 5 本制度において、保護観察が付されることはない。

Point

刑の一部の執行猶予制度の概要と同制度の導入による司法手続きについての知識を問う問題である。刑の一部の執行猶予制度とは、裁判所が3年以下の刑期の懲役刑又は禁錮刑を言い渡す場合にその刑の一部について、1年から5年の間で執行を猶予することができるとする制度である。刑の一部の執行猶予については刑法第27条の2から第27条の7の内容を正確に理解し、更生保護法等関連する法律についても確認しておくことが求められる。

- 1 × 刑事訴訟法第248条により、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の輕重及び情状並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができると規定されている。
- 2 × 刑法第25条（刑の全部の執行猶予）により、これまでに懲役刑や禁錮刑に処せられたことがないなど一定の条件を満たす場合に、3年以下の懲役又は禁錮あるいは50万円以下の罰金の言い渡しを受けた者が、情状により、裁判が確定した日から1年以上5年以下の期間、その刑の全部の執行を猶予することができると規定されている。
- 3 × 更生保護法第82条（収容中の者に対する生活環境の調整）において、保護観察所の長は、刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は刑若しくは保護処分の執行のため少年院に収容されている者について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めるこことその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことが規定されている。
- 4 ○ 刑の一部の執行猶予が認められた場合は、刑期とともにその刑の一部である執行を猶予する期間の判決が言い渡される。一部執行猶予が認められなかった期間については実刑となって刑務所に収監されることになる。
- 5 × 刑法第27条の3（刑の一部の執行猶予中の保護観察）において、猶予の期間中保護観察に付することができると規定されている。

解答 4